平成３０年（フ）第１９５号
仙台市青葉区荒巻本沢２丁目19番16号　ハイツ荒巻203、従前の住所仙台市青葉区小松島４丁目24番11号　ホワイトファミール小松島207
債務者　半澤　幸弘
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
仙台市泉区南光台南１丁目17番１号　末広荘203
債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
仙台市泉区住吉台東１丁目２番地の17
債務者　永井　　徹
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
茨城県稲敷郡阿見町大字上条980番地
債務者　笹田　邦恵（旧姓綿引）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
茨城県土浦市西根南２丁目10番21号　桂コーポ西根102
債務者　枝川　一子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第８０号
茨城県つくば市宝陽台18番地12
債務者　郷湖　朋子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
茨城県土浦市中村南２丁目12番２号　関口ハイツ205
債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６６号
茨城県結城市大字結城646番地　ドムスヤマゲン206
債務者　三浦　貞勝
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１０５号
山梨県笛吹市石和町唐柏235番地
債務者　ＣＨＥＮＧ　ＹＵ　ＴＩＮＧ　鄭　羽庭
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
山梨県甲斐市龍地5864番地５
債務者　櫻庭　大介
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
山梨県甲府市中小河原町80番地１ルーミー甲府55号館103号
債務者　石川　直子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
長野市大字高田1259番地６　Ｇ号
債務者　村田　　伸
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2787番地１　昭和コーポ御代田３－Ｃ
債務者　福嶋　宗隆
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１１５号
岐阜市加納西広江町１丁目６番地　（松尾ビル　３Ａ号室）
債務者　藤井　秀二
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４０号
静岡県富士宮市山本608番地の56
債務者　深澤　尋看
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４２６号
名古屋市北区瑠璃光町２丁目５番地の１　センチュリー21　305号
債務者　浅野　英二（旧姓池野）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部